

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第5号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「旅客」の右に「(児童福祉法第6条に規定する保護者を除く。)」を加える。

第8条の3を次のように改める。

(家族割引普通券の発売)

第8条の3 家族割引普通券は、次の各号に掲げる旅客に対し、発売する。

(1) 通勤定期券等(第3条第4項に規定する通勤定期券、通勤通学定期券(甲)、通勤通学定期券(乙)及び全線定期券、第25条に規定する乗継通勤定期券、京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程第3条に規定する連絡通勤定期券、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条に規定する乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券及び乗合自動車・高速鉄道共通全線定期券並びに京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券に関する要綱に規定する京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券(通勤)をいう。以下同じ。)のいずれかを所持する者及びその同伴する家族(当該所持者と同居する2親等以内の家族及びその配偶者をいう。以下同じ。)

(2) 第51条第1項第1号及び同条第2項に規定する特定割引通勤定期券又は第52条に規定する特定割引乗継通勤定期券を所持する者及びその同伴する家族

第11条の3中第25号を次のように改める。

(25) 削除

第11条の4中「通用期間は」の右に「, 別に定める場合を除き」を加える。

第11条の5第1項中「及び回数券カード」を削り、同条第2項中「降車の際の」を「運賃を支払う際の」に改め、同条第3項中「(回数券カードを除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第11条の6を次のように改める。

第11条の6 削除

第11条の7第1項中「(回数券カードを除く。)」を削る。

第11条の7第2項を次のように改める。

2 削除

第11条の7第3項中「前2項」を「第1項」に改め、「(回数券カードを除く。)」及び「又は回数券カード1枚」を削る。

第11条の7第4項中「案内所及び営業所」を「案内所、営業所及び定期券発売所」に改める。

第11条の8を次のように改める。

第11条の8 削除

第11条の9第2号中「小人」を「小児」に改める。

第11条の12第3項中「第4条に定める」の右に「回数券の」を加える。

第11条の13第2項中「第4条に定める」の右に「回数券の」を加える。

第24条中「乗継ぎをする乗降停留所を指定した」を削る。

第50条の3を次のように改める。

(特定割引家族割引普通券の発売)

第50条の3 特定割引家族割引普通券は、第8条の3各号に掲げる旅客のうち、第53条第1項各号のいずれかに該当する者に発売する。

2 前項の規定により、特定割引家族割引普通券を購入しようとする旅客は、第56条第1項各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる証票を提示しなければならない。

第61条第1項中「第2号」を「第3号」に改める。

別表第1第1号中

102	錦林車庫前，銀閣寺道，百万遍，出町柳駅前，河原町今出川，烏丸今出川，堀川今出川，今出川大宮，千本今出川，北野天満宮前，北野白梅町，わら天神前，金閣寺道，千本北大路，大徳寺前，北大路堀川，北大路バスターミナル
103	京都駅前，七条大宮・京都水族館前，梅小路公園・京都鉄道博物館前
104	梅小路公園・京都鉄道博物館前，七条大宮・京都水族館前，京都駅前，四条河原町，河原町三条，京都市役所前（往路のみ），三条京阪前

を

」

「

102	錦林車庫前，銀閣寺道，百万遍，出町柳駅前，河原町今出川，烏丸今出川，堀川今出川，今出川大宮，千本今出川，北野天満宮前，北野白梅町，わら天神前，金閣寺道，千本北大路，大徳寺前，北大路堀川，北大路バスターミナル
104	梅小路公園・京都鉄道博物館前，七条大宮・京都水族館前，京都駅前，四条河原町，河原町三条，京都市役所前（往路のみ），三条京阪前

に，

」

「

110	京都駅前，七条京阪前，博物館三十三間堂前，東山七条，五条坂，清水道，祇園，東山三条，岡崎公園動物園前，岡崎公園美術館・平安神宮前，神宮道，東山三条，祇園，清水道，五条坂，東山七条，博物館三十三間堂前，七条京阪前，京都駅前，七条大宮・京都水族館前，梅小路公園・京都鉄道博物館前
-----	---

を

」

「

110	京都駅前，七条京阪前，博物館三十三間堂前，東山七条，五条坂，清水道，祇園，東山三条，岡崎公園動物園前，岡崎公園美術館・平安神宮前，神宮道，東山三条，祇園，清水道，五条坂，東山七条，博物館三十三間堂前，七条京阪前，京都駅前，七条大宮・京都水族館前，梅小路公園・京都鉄道博物館前
111	京都駅前，西本願寺前，四条堀川，二条城前，堀川今出川，金閣寺道，北野天満宮前，堀川今出川，二条城前，四条堀川，西本願寺前，京都駅前

に

」

改める。

第2号様式備考を次のように改める。

備考1 縦29.7センチメートル・横21.0センチメートルとする。

2 裏面は、無地とする。

3 必要に応じて、些少の変更をすることがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成31年3月16日から施行する。ただし、第61条の改正規定は、京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日公布)の公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した回数券カードの取扱いについては、なお従前の例による。

(交通局営業推進室)